

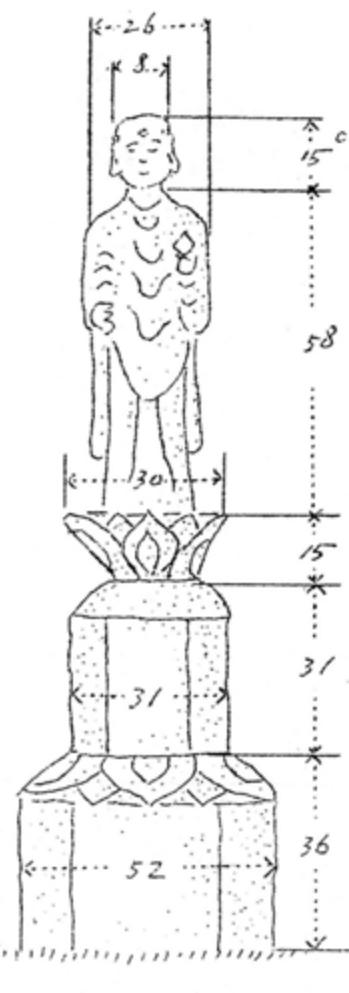
きどれど

~N0.31  
月刊

第三

第五章

和三十六年一月一日葬行（非壱品  
禁行所　岡山県都窪郡吉備町庭瀬七之宇垣方  
吉備観老協会



本山門瓦葺屋根にして梁間三。糧行四、二疊。西脚門にして正面に唐筆軒破風を配し「清水山」の扁額をみかげてゐる。これはナガミ篠山禪師のものと西向にあって濠池端の道路を直線に出入口していたが後後に至つて西向を忌みて現位置に移レ南向にしたと云う。山門の傍に「不許葷酒入山門」「安永六<sup>丁酉</sup>至日辟命建焉」と刻文した十八粍角、地上高さ一五五粍の石標が建つてゐる。これは十三世実岩禪師の時代へ一七七〇年の冬至の日に朝廷の命によつて建てられたものである。許さざるに葷酒山門に入る、と謡るべき也。禪宗は宗義として酒飲み最も戒律であるのである。

本堂は間口一四五四粁、奥行一九一粁の二母屋造罩層本瓦葺屋根にレヘ西に連  
接して車裏がある。周囲に板廊下を繰らし、内部は正面に一八二粁中の四柱  
敷の廊下があつて六ツの間に分かれている。中央内陣には本尊延命地藏  
菩薩の立像を安置し右には開祖別尊円光國師、左には禪宗の開祖達磨大  
師の坐像を奉安してい。右の室はもと藩主の居間にして末に清楚な旋  
回を控へてゐる。居間には「松樹千年翠 正四位板倉勝弘書」とした額  
を太いかげてある。これは庄懶藩最後の藩主である。  
碑を安置してある。碑は成頼寺性存信寧上座前成頼寺 延徳三年六月三日寂赤松時勝  
嘉吉乱 咸山城  
九歳也從母遠江州再母嫁小倉某因為時宗僧政則中興後居置  
笠名千松丸

一心院殿松奇長入大居士 前常陸介播備作守護

享德四年五月十三日卒 行年不詳 摂津再山城主赤松

法雲寺殿月潭四心大居士

前正四位下撰備作播因但六州守護 觀應元年正月十二

日卒播州赤穂郡白旗城主赤松次郎左卫内則村行年七十二歲

天宝林寺月天妙善律師

前播州守護應安四年十一月廿九日卒播州吉櫻城主赤松

大性寺殿性通

前伊豫守嘉吉元年九月十日卒播州櫻西郡城山城主赤松

松泉院殿無等

前播備作守護明應五年四月廿五日卒(四十三)赤松政則

性雲大禪定門

時勝長男也長保二年八月廿日購曾伯父滿祐罪後備作應仁

元年五月十八日再營姬路城

明治廿六年五月廿五日(重昌)

板倉家御靈屋

高德院殿前尚食奉御綱峯源光大居士寛永十五年正月朔日

忠林院殿前伯州大守室山源長大居士神祇

元禄十五年十月十七日(重短)

本堂の南東に間口三三三種、奥行四三四種の土蔵造の御靈屋とその南に列んで  
宝庫がある。御靈屋には田庭頬藩主板倉家累代の靈牌を安置している。

桜井院殿前尚食奉御義雲源忠大居士寛文十三年五月廿五日

元禄十五年十月十七日(重良)

板倉家御靈屋

高徳院殿前尚食奉御義雲源忠大居士寛文十五年正月朔日

忠林院殿前伯州大守室山源長大居士神祇

元禄十五年十月十七日(重昌)

板倉家御靈屋

高徳院殿前尚食奉御義雲源忠大居士寛文十五年正月朔日

忠林院殿前伯州大守室山源長大居士神祇

元禄十五年十月十七日(重短)

板倉家御靈屋

高徳院殿前尚食奉御義雲源忠大居士寛文十五年正月朔日

忠林院殿前伯州大守室山源長大居士神祇

元禄十五年十月十七日(重良)

板倉家御靈屋

高徳院殿前尚食奉御義雲源忠大居士寛文十五年正月朔日

忠林院殿前伯州大守室山源長大居士神祇

元禄十五年十月十七日(重昌)

板倉家御靈屋

高徳院殿前尚食奉御義雲源忠大居士寛文十五年正月朔日

忠林院殿前伯州大守室山源長大居士神祇

元禄十五年十月十七日(重短)

板倉家御靈屋

高徳院殿前尚食奉御義雲源忠大居士寛文十五年正月朔日

忠林院殿前伯州大守室山源長大居士神祇

元禄十五年十月十七日(重良)

板倉家御靈屋

高徳院殿前尚食奉御義雲源忠大居士寛文十五年正月朔日

忠林院殿前伯州大守室山源長大居士神祇

元禄十五年十月十七日(重昌)

板倉家御靈屋

高徳院殿前尚食奉御義雲源忠大居士寛文十五年正月朔日

忠林院殿前伯州大守室山源長大居士神祇

元禄十五年十月十七日(重短)

板倉家御靈屋

高徳院殿前尚食奉御義雲源忠大居士寛文十五年正月朔日

忠林院殿前伯州大守室山源長大居士神祇

元禄十五年十月十七日(重良)

板倉家御靈屋

高徳院殿前尚食奉御義雲源忠大居士寛文十五年正月朔日

忠林院殿前伯州大守室山源長大居士神祇

元禄十五年十月十七日(重昌)

板倉家御靈屋

高徳院殿前尚食奉御義雲源忠大居士寛文十五年正月朔日

忠林院殿前伯州大守室山源長大居士神祇

元禄十五年十月十七日(重短)

板倉家御靈屋

高徳院殿前尚食奉御義雲源忠大居士寛文十五年正月朔日

忠林院殿前伯州大守室山源長大居士神祇

元禄十五年十月十七日(重良)

板倉家御靈屋

高徳院殿前尚食奉御義雲源忠大居士寛文十五年正月朔日

忠林院殿前伯州大守室山源長大居士神祇

元禄十五年十月十七日(重昌)

板倉家御靈屋

高徳院殿前尚食奉御義雲源忠大居士寛文十五年正月朔日

忠林院殿前伯州大守室山源長大居士神祇

元禄十五年十月十七日(重短)

板倉家御靈屋

高徳院殿前尚食奉御義雲源忠大居士寛文十五年正月朔日

忠林院殿前伯州大守室山源長大居士神祇

元禄十五年十月十七日(重良)

板倉家御靈屋

高徳院殿前尚食奉御義雲源忠大居士寛文十五年正月朔日

忠林院殿前伯州大守室山源長大居士神祇

元禄十五年十月十七日(重昌)

板倉家御靈屋

高徳院殿前尚食奉御義雲源忠大居士寛文十五年正月朔日

忠林院殿前伯州大守室山源長大居士神祇

元禄十五年十月十七日(重短)

板倉家御靈屋

高徳院殿前尚食奉御義雲源忠大居士寛文十五年正月朔日

忠林院殿前伯州大守室山源長大居士神祇

元禄十五年十月十七日(重良)

板倉家御靈屋

高徳院殿前尚食奉御義雲源忠大居士寛文十五年正月朔日

忠林院殿前伯州大守室山源長大居士神祇

元禄十五年十月十七日(重昌)

板倉家御靈屋

高徳院殿前尚食奉御義雲源忠大居士寛文十五年正月朔日

忠林院殿前伯州大守室山源長大居士神祇

元禄十五年十月十七日(重短)

板倉家御靈屋

高徳院殿前尚食奉御義雲源忠大居士寛文十五年正月朔日

忠林院殿前伯州大守室山源長大居士神祇

元禄十五年十月十七日(重良)

板倉家御靈屋

高徳院殿前尚食奉御義雲源忠大居士寛文十五年正月朔日

忠林院殿前伯州大守室山源長大居士神祇

元禄十五年十月十七日(重昌)

板倉家御靈屋

高徳院殿前尚食奉御義雲源忠大居士寛文十五年正月朔日

忠林院殿前伯州大守室山源長大居士神祇

元禄十五年十月十七日(重短)

板倉家御靈屋

高徳院殿前尚食奉御義雲源忠大居士寛文十五年正月朔日

忠林院殿前伯州大守室山源長大居士神祇

元禄十五年十月十七日(重良)

板倉家御靈屋

高徳院殿前尚食奉御義雲源忠大居士寛文十五年正月朔日

忠林院殿前伯州大守室山源長大居士神祇

元禄十五年十月十七日(重昌)

板倉家御靈屋

高徳院殿前尚食奉御義雲源忠大居士寛文十五年正月朔日

忠林院殿前伯州大守室山源長大居士神祇

元禄十五年十月十七日(重短)

板倉家御靈屋

高徳院殿前尚食奉御義雲源忠大居士寛文十五年正月朔日

忠林院殿前伯州大守室山源長大居士神祇

元禄十五年十月十七日(重良)

板倉家御靈屋

高徳院殿前尚食奉御義雲源忠大居士寛文十五年正月朔日

忠林院殿前伯州大守室山源長大居士神祇

元禄十五年十月十七日(重昌)

板倉家御靈屋

高徳院殿前尚食奉御義雲源忠大居士寛文十五年正月朔日

忠林院殿前伯州大守室山源長大居士神祇

元禄十五年十月十七日(重短)

板倉家御靈屋

高徳院殿前尚食奉御義雲源忠大居士寛文十五年正月朔日

忠林院殿前伯州大守室山源長大居士神祇

元禄十五年十月十七日(重良)

板倉家御靈屋

高徳院殿前尚食奉御義雲源忠大居士寛文十五年正月朔日

忠林院殿前伯州大守室山源長大居士神祇

元禄十五年十月十七日(重昌)

板倉家御靈屋

高徳院殿前尚食奉御義雲源忠大居士寛文十五年正月朔日

忠林院殿前伯州大守室山源長大居士神祇

元禄十五年十月十七日(重短)

板倉家御靈屋

高徳院殿前尚食奉御義雲源忠大居士寛文十五年正月朔日

忠林院殿前伯州大守室山源長大居士神祇

元禄十五年十月十七日(重良)

板倉家御靈屋

高徳院殿前尚食奉御義雲源忠大居士寛文十五年正月朔日

忠林院殿前伯州大守室山源長大居士神祇

元禄十五年十月十七日(重昌)

板倉家御靈屋

高徳院殿前尚食奉御義雲源忠大居士寛文十五年正月朔日

</

徳應院殿前京兆少戸觀鳳源麟大居士嘉永元年八月十七日（勝資）  
茅俊院殿前撫州大守印山深運大居士嘉永二年三月十六日（勝貞）  
幼光院殿萩親玉露大童卒

（勝全の子か、境内に墳墓あり）  
（勝全の子か、境内に墳墓あり）

桂華院殿玉光大童女 明治三歳八月廿四日（勝全の子か、境内に墳墓あり）  
智明院殿霞室貞壽大姉 明治廿九年新八月十三日（勝全の室）  
「徳巖院殿勝山源弘大居士寧儀明治四十二年五月七日薨去（勝弘）  
「清妙院殿梅溪照薰大姉 寧儀明治四十四年二月七日薨去（勝弘）  
盛德院殿大法吉穢大居士 文化二年二月初八日卒四十五才波川猿  
之進勝虎（勝喜子第三に波川姓を名す、境内に墳

（勝全の子か、境内に墳墓あり）  
（勝全の子か、境内に墳墓あり）

盛久院殿桂林惠昌大姉淑童 享保八年十一月四日（重良の室）

（第九輯 板倉家系譜参照）

△  
御影太神宮 本殿は木造建にて流造、屋根は檜皮葺、高欄付にて棟の両端に板倉家の定紋左廻り巳三ツ頭を配してい。正面には「最上殿」正ニ位神直長上ト部兼義（こした板額が懸ざらしてい。両脇に石燈籠を配し、外側は花崗石の瑞籠を護つて）。  
拝殿は八八粁に五四五粁、前に板廊下を附け三室にわかれてい。これにニモニ種に八八粁の向拝をつけ、又ニセニ粁に四五粁の幣殿を有する木造日本建本瓦葺屋根の入母屋造りである。  
向拝の前面には「太神宮」とした板額と幣殿には「太神宮」大正十年  
歲在辛酉五月中浣 大養教謹題（紙表装の模様が文及ゲられて）。  
又安置する宝鏡は直径三。種にしく裏面には松と鶴龜の模様を配し「天下  
一在

一 岩井丹波守正保（の鑄造）がある。この宝鏡は天保十五歳甲辰三月吉日撫川の吉見屋善吉が寄進した二と丸裏書きである。

この太神宮の由來を尋ねるに後醍醐天皇の元徳二年（一二三〇）頃、臨清宗東福寺の法孫別峯国師が七日間伊勢大廟に參籠し、天照大御神の分靈を勧請して栗坂村（庄付）に開基した当山の前身、少融山定林寺に鎮守として尊崇したのが始まりである。當時別峯国師は伊勢大廟の神官榆垣大長官貞昌から一幅の墨縁を賜はり、神勅によつて龍の贊と自ら書いた在

日本秘密大日尊 大日輪觀音 韻化日天子  
日天無迹名日神 此界能救大悲心 韵力示現觀古音  
此を二種は又リの枚に張りつけ現に御 神影として神祇に奉安してある。  
奈神は天照大御神であるが佛教が度來してから本地垂迹の説によつて佛道では御影太日尊とあがめ奉るのである。

鐵館に保存せられてあるとい。葛縁とは蓮たる引き出した糸によつて布にレたものを「う」である。

当寺に立柱角にレて長さ四五粂の印璽を傳へて。これは不淨除けの印璽といはれ、伊勢大廟に参詣するには忌・不淨のものは避け左側には不淨の事故が起るのである。この印璽を受けて参拝されば諸願が満たされるとい傳へられてい。

この鎮守は應仁の乱後定林寺の衰頼とともに永く荒廢に帰して、たが元禄十五年に板倉越中守重高の寄進によって造営せられたのである。先是れ以後十三年毎に開廟して一般参詣者に拜観が許され、當日は五反帳が執行せられ、社前に建てられた黒住敷からは神官が出来張って盛大な祭典が執行せられて

きたが今では全く塵されたことはすでに祭典録で詳しく述べた。

この五反懺というは四五四五米の長さに「奉闈雁御影太日等」の八字が書かれてある。これは寛延の頃、当山十兵衛山禪師の舍兄にあたる遠山先生が潭在中に書いたもので雄渾な筆跡は有名である。

△  
当宮は今村宮 白髮宮 吉備津宮（備中）吉備津宮（備前）とともに五社宮と稱へらむ近御から巡拝するものが多い。しかし当今は稀にないつた。ニルを俗に五社参りという。黒住教ノ書文政二年十二月の條に「黒住宗忠が彌信心相贈し難有事、既々出來候中にも、ニの節は朝七時午前四時から五時の間、曉とう）頃よりおき、水をあひ、今村中仙道へ参り帰り候て披式百計リ執行仕ると夜明相成候。先日も心に思ふやう此勢以候はば五社參も相成候と奉存候どつ鐘を聞き未より起き夫より水など浴びそろく身拘致し、先一番に今村へ参詣いたし、夫より仲仙道へ参り、其ま、一宮備前（吉備津彦神社）へ参候得共、中々夜明不中又宮内（備中吉備津神社）へ参り、夫より庭園へ廻り六神宮へ参詣仕候へ共、中々に夜も明不中、夫より直ちに罷り帰り候へ、や々夜明不中坡或百計リも執行仕候へば、やうく夜明に相成候我身ながら今に如しきにせんじ奉候、何分半時近はかかり不中毎度五社参候心得は、一日懸候處、半時程には参り帰り候、しかし悪く申せば何と申すも相知れ不中万事夫々順じ甚だ勢いよろ敷雜在御事に御座候」とあり、文政二年（元禄）の冬十二月嘗て日に黒住教ノ書宗忠卿がニの御影太神宮に参拝せられて、二と三とを知る資料である。云ふまでもなく天照大御神（あまてうすあみのみ）を草く崇信せられた二とぞ窺はれると夫に、ニの太神宮が如何に尊嚴な由緒深い宮であるかを知るものである。

宗忠卿は其後も参拝に在つており、天保六年から後は毎年嘗て三十日

の間皮毎日参詣を缺さぬなかつたといふ。

宗忠卿について少し書く事す。  
卿は黒住教ノ教祖にして宗忠神社の祭神である。安永九年十一月廿六日御津郡今村（岡山市）の今村宮の病室を奉仕してのた宗繁の三男として生れた。母は長瀬氏である。卿は幼名を右京治、後に左京に改めた。生來正直にレヒ切、頃外劣の時、天候が定まらず父は雨下駄を、母は雪駄を履いて行くようにはれた。卿は両親の命に従ひ雨下駄と雪駄を片づらびつ復して家を出たといふ。万事このごとく父母に仕へて孝養をつくし常に父母の長寿を神に祈つた。長兄は他家を経て次兄は江戸に遊学し卿はやはり父の神恵を補けて社前に奉仕し神道を學び、自ら身の修業を努力した。父の喪に遭ひ思慕の情に堪えず、肺を患ひ翌年十月から再びさなづたが卿は、「神は生を好み死を忌み給ふ、この身は神から賜はたちのであり、この心は神の心である」と語り、これから毎日日光を浴し陽気を吸ひ心身を靈活し、萬物を育む、天地の誠なり、誠の本体は神ニルを受けて人に傳ふ。人何ぞ誠をうがむべけんや」と、七箇條の訓説を定めて自ら道めり道を貫くに誠を以てす。誠を西直ひて道なし、日月照臨し萬物を育む、天地の誠なり、誠の本体は神ニルを受けて人に傳ふ。人何ぞ誠をうがむべけんや」と、七箇條の訓説を定めて自ら道めり道を貫くに誠を以てす。誠を西直ひて道なし、壽を卿に与すが病んで年を十九歳で身を引いた。七年後の安政三年三月八日勅許によって宗忠太明神の神号を賜はり、文久二年二月廿五日には京都郊外の神樂岡に奉祀せられ、慶應元年十二月三日には特に勅願所に定められ、翌年二月七日從四位下の神階を宣てされたのである。

### 奉獻の石燈籠の銘

一、山門を這入つた参道の両側

一對

右側 現住持顕 蓬山代

此享ニ丙寅歲九月廿有六號

永代常夜燈

左側 現住持顕 蓬山代

宝曆十庚辰三月朔日

岡  
寫真館

迅速 · 丁寧

吉備町本町 電話一三四番

合名  
吉備整經所  
會社

荷蓮用·堅系

庭瀨駄前

電一八番

			右側
同	奉 寄	奉 獻	平野村 直次郎 觀音堂 定次 宮内穀主 福岡屋幸右衛門 (姓高橋、高口住吉子孫) 東京にて當主影 旋渦町 福岡屋幸右衛門 (姓高橋、高口住吉子孫) 東京にて當主影 糸諾葛巻(照)
奉 寄	當 德 田 口 衛 士 助 助	手洗 鉢 殿 の 銘 に 神 殿 の 玉 垣 の 奉 燈 壇 内 天 撫 川 郡 御 申 講 中 植 木 藤 四 郎 正 徳 天 保 十 五 辰 二 月 福 岡 屋 幸 右 衛 門 中 田 邑 講 中 大 正 徳 天 保 十 五 辰 二 月 福 岡 屋 幸 右 衛 門 中 田 邑 講 中 明 治 世 六 晩 秋 日 庭 渦 町 講 中 一 石 柱 毎 の 銘 に (左 より 右 廻 り) 石 泉 猪 平 太 奉 寄 進 撫 時 七 萬 屋 一 善 吉 同	左側
同	奉 寄	手洗 鉢 殿 の 銘 に 神 殿 の 玉 垣 の 奉 燈 壇 内 天 撫 川 郡 御 申 講 中 植 木 藤 四 郎 正 徳 天 保 十 五 辰 二 月 福 岡 屋 幸 右 衛 門 中 田 邑 講 中 大 正 徳 天 保 十 五 辰 二 月 福 岡 屋 幸 右 衛 門 中 田 邑 講 中 明 治 世 六 晩 秋 日 庭 渦 町 講 中 一 石 柱 毎 の 銘 に (左 より 右 廻 り) 石 泉 猪 平 太 奉 寄 進 撫 時 七 萬 屋 一 善 吉 同	同上
同	奉 寄	手洗 鉢 殿 の 銘 に 神 殿 の 玉 垣 の 奉 燈 壇 内 天 撫 川 郡 御 申 講 中 植 木 藤 四 郎 正 徳 天 保 十 五 辰 二 月 福 岡 屋 幸 右 衛 門 中 田 邑 講 中 大 正 徳 天 保 十 五 辰 二 月 福 岡 屋 幸 右 衛 門 中 田 邑 講 中 明 治 世 六 晩 秋 日 庭 渦 町 講 中 一 石 柱 毎 の 銘 に (左 より 右 廻 り) 石 泉 猪 平 太 奉 寄 進 撫 時 七 萬 屋 一 善 吉 同	同上
同	奉 寄	手洗 鉢 殿 の 銘 に 神 殿 の 玉 垣 の 奉 燈 壇 内 天 撫 川 郡 御 申 講 中 植 木 藤 四 郎 正 徳 天 保 十 五 辰 二 月 福 岡 屋 幸 右 衛 門 中 田 邑 講 中 大 正 徳 天 保 十 五 辰 二 月 福 岡 屋 幸 右 衛 門 中 田 邑 講 中 明 治 世 六 晩 秋 日 庭 渦 町 講 中 一 石 柱 毎 の 銘 に (左 より 右 廻 り) 石 泉 猪 平 太 奉 寄 進 撫 時 七 萬 屋 一 善 吉 同	同上

瑞籬の建立せられた天保十四年は昭和六年から逆算して百十八年に  
なる。その間に社会制度の変革と時代の変遷は目まぐるし  
なものがあつた。寄進者は封建時代の上位にあつた藩士を始め、苗字  
さえも許されぬ、ない農民や町人に至るまであらゆる階級の人達であ  
る。その人達は石文に名をとどめてすでにこの世を去つて永遠の眠り  
につけている。その子孫はどうなつてゐることか、他郷に去つてゝる  
ものの、絶えて安堵のなく、もの定めなき人生の浮沈は恰も風に漂ふ水萍  
の如く感慨無量である。(先年の震災で瑞籬、華表、瑞籬は悉く倒壊した。華表のみは切換し  
たので取除き、瑞籬は復旧したがその際瑞籬の支柱はもの如く配列をなしていない)。

卷之三

卷之三

遠慮せしも屋根は木瓦葺である

面  
在  
二  
十  
三

天満宮荒神宮 玉峯近藤達義謹書」と書いた板額が掲げてある。裏面には墨書きで慶應三年正月に奉納されたとありこの時代の勧請と思はれる。祭神は云ふまでもなく菅原道真公にして高さ一五粂の台笠の上に右手に笏を持つ威儀正しく衣冠束帶の姿、本体の高さ九五粂の木造坐像を奉安してある。作者不詳なるも享保の頃九州の本寧府の梅樹の古木を用いて謹作したと傳へられ又由緒ある神像である。

天神祭は毎年七月廿四日の夜、盛んな夏祭りが行はれる。当境内には一奉納 天満大自在天神 底櫻小学校 職員児童一同

梅鉢の紋様を附した「庭園小学校 職員児童一同」

と白地に黒字で染めた二旒の旌幟がたてられ又境内には児童の書いた歎燈が及ぶあげられ又露店が幾つも張り出されて夜の遅くまで参詣者が熙熙としてゐるのである。

信公は書道のすぐれた人であつたので、小学校でも習字の上達を目的として盛んに児童を策勵し何百という歎燈が内外の堀端筋までも続い、歎燈書きまでサベント書き採用され、戦後教育方針がかり習字は豫科に属し、履歴書までサベント書き採用するが人先もあらずゆれてニの歎燈も次第に多くなくなり昭和三十四年の春リから全くあたれてしまつた。

謹書した近藤隆義は庭園藩板倉氏の家臣である。明治二年の板倉氏西城丸の一路切を南に譲えた右田九。八番地の地主にレバ今は田園になつてゐる。隆義は号を玉峯といふ。当時の祐筆家にして明治十六年十二月十五日五十三歳で没してゐるのでこの書は三十七歳の時墓碑は当寺境内にある。

八墓石銘参照

（分類）三の項

二の項未完